

# 耐震

## 令和8年度 耐震住宅リフォーム支援事業

耐震性の低い住宅について、耐震診断、耐震改修工事等の費用の一部を補助する制度。

### ●補助対象となる建築物

羽咋市内にある住宅で以下のすべてに該当する建築物

- ・被災住宅 または 昭和56年5月31日以前に着工した住宅
- ・一戸建てのもの（併用住宅の場合は住宅部分が全体の1/2以上）

※昭和56年6月に耐震の基準が改正され、昭和56年以前の建物は地震に対して有効な耐力壁の量が少ない場合があります。

**被災住宅とは？**  
令和6年能登半島地震で被災し  
り災証明書（一部損壊以上）  
が発行された住宅です。

### ●補助金の額

対象事業		補助金の額		
		限度額(補助率)	加算額	
診断	耐震診断	15万円(10/10)	—	
耐震補強計画 + 耐震改修	耐震改修工事(※1) (傾斜修復含む)	280万円(10/10)	市内業者	一律20万円
			—	—
建替え	建替え工事(※1)(※2) (被災住宅のみ)	280万円 (被災住宅の延床面積㎡×2.25万円)	市内業者	一律20万円
補強	簡易耐震補強工事	15万円(10/10)	—	

※1は、耐震診断で評点が1.0未満であり、工事後に評点1.0以上となる事業が対象。

※2は、公費解体（費用償還含む）および住まいづくり奨励金との併用は不可。また、建替え後の住宅は、次の①から③の条件に当てはまる必要がある。①従前の敷地を含む敷地で行う建替えること ②土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）等以外に存すること ③省エネ基準に適合すること

### ●代理受領制度が利用可能です ～申請者の費用負担を軽減～

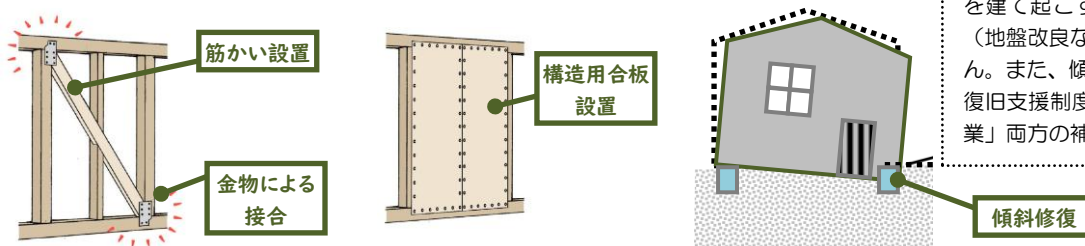
代理受領制度とは、申請者が事業にかかった費用から、補助金額を差し引いた金額を施工業者に支払い、羽咋市が施工業者に直接補助金を支払う制度です。【制度を利用するためには、申請者から施工業者への委任状が必要です。】

《費用負担イメージ 耐震改修工事費300万円のうち補助金280万円の場合》



### ●耐震改修工事例

#### 壁の補強



傾斜修復は、ジャッキアップ等により建物を建て起こす工事です。地盤の液状化対策（地盤改良など）ができるものではありません。また、傾斜修復工事について「被災宅地復旧支援制度」「耐震住宅リフォーム支援事業」両方の補助金を受けることは不可です。

【お問い合わせ】羽咋市 地域整備課 TEL:0767-22-9645 FAX:0767-22-4484

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地 E-mail:kensetsu@city.hakui.lg.jp

市HPはこちら→



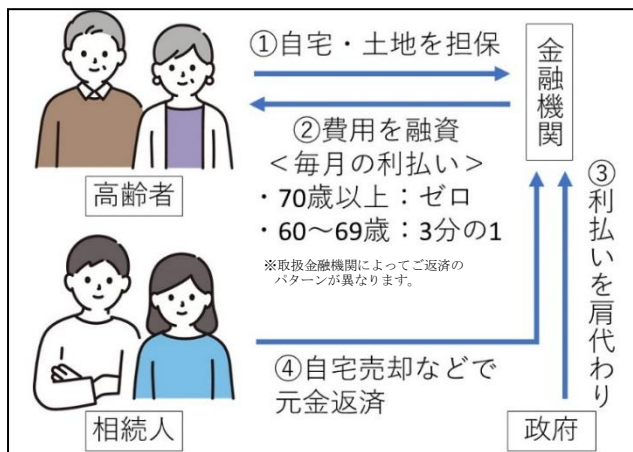


### ●耐震改修利子補給制度が利用可能です～高齢者の費用負担を軽減～

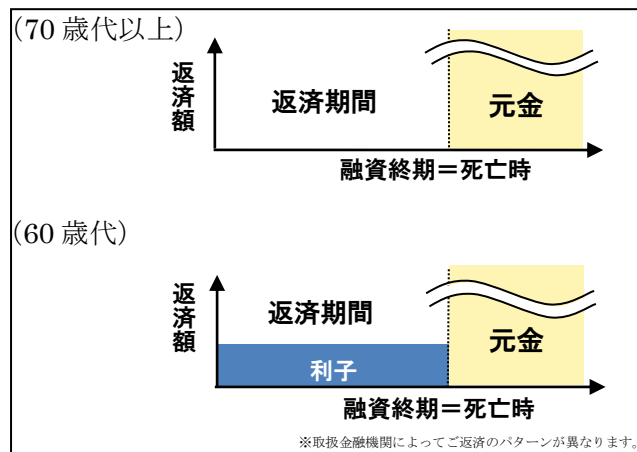
「耐震改修利子補給制度」とは、既存の融資制度「リ・バース60」を活用した制度です。

「リ・バース60」とは、自宅と土地を担保に金融機関から改修費を借入れ、月々の支払いは利子だけで済み、お申し込みされた方の死亡時に相続人が物件売却などで元金を返済する制度です。

「リ・バース60」同様、月々の支払いは利子のみですが、「耐震改修利子補給制度」では政府が利払いを肩代わりすることで、70歳以上は毎月の利払いゼロ、60～69歳は利払いの3分の1の支払い（取扱金融機関によって返済のパターンが異なります）で済みます。



《利子補給制度イメージ》



《ご返済のイメージ》

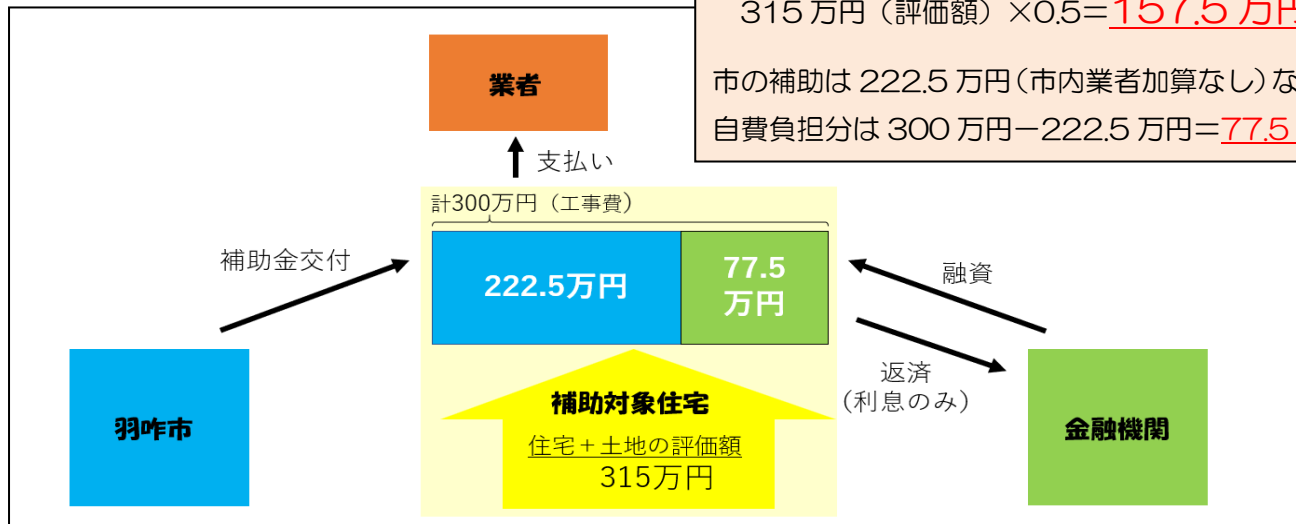
※融資額には限度があります。（担保評価額の50%または60%）（金融機関によって割合は異なります） ※お申し込みには審査があります。

※市の耐震改修補助を受け、残りの費用に対して融資を受ける制度です。

《例：300万円の耐震改修工事をした場合》

- ・市外業者施工
- ・融資限度額が担保評価額の50%

融資限度額は、  
 $315 \text{万円 (評価額)} \times 0.5 = \mathbf{157.5 \text{万円}}$   
 市の補助は222.5万円（市内業者加算なし）なので、  
 自費負担分は  $300 \text{万円} - 222.5 \text{万円} = \mathbf{77.5 \text{万円}}$



融資限度額に収まるので、**自費負担なし**で耐震改修工事をうけることができます！

#### 《手続きの流れ》



#### 《取扱金融機関》

融資に関する細かい条件は金融機関によって異なります。下記のサイトでご案内している取扱金融機関にお問い合わせください。

URL : [https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/yushihoken\\_revmo/kinyukikan.html](https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/yushihoken_revmo/kinyukikan.html)